

尼崎市営住宅特別減免取扱要綱（収入分位 2 以上対象）

（この要綱の趣旨）

第1条 この要綱は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 9 年尼崎市規則第 33 号）第 13 条第 1 項第 3 号の規定に基づき収入分位 2 以上の者に対する家賃の減免（以下「所得特別減免」という。）の基準を定めるものとする。

（家賃の所得特別減免対象者）

第2条 所得特別減免対象者は、市営住宅（改良住宅等を含む。以下同じ。）の入居者及び同居者の継続的な課税収入から公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 1 条第 3 号の例に準じて算出した額（以下「特別収入基準月額」という。）が 104,001 円以上である者のうち、収入減額等によって収入分位に変更がある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、所得特別減免対象者が次の各号の一に該当するときは、所得特別減免対象者とはしない。

- (1) 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 29 号）第 23 条の規定に違反したとき。
- (2) この要綱又は尼崎市営住宅減免取扱要綱以外の要綱等により、同趣旨の家賃の減免を受けているとき。

（家賃の減免基準）

第3条 前条に規定する所得特別減免対象者に対し、所得特別減免を行うときは、所定の家賃の月額と所得特別減免対象者の申請に基づく特別収入基準月額によって得られた家賃相当月額との差額を減額する。

2 前項の規定による減額を行う場合において、所得特別減免対象者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項の特別収入基準月額を算定する際に当該特別減免対象者の所得金額（公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 1 条第 3 号に規定する所得金額をいう。）の合計から 270,000 円を控除するものとする。

- (1) 婚姻暦がなく、かつ、現に事実上婚姻関係と同様の事情のない女子で、20 歳未満の生計を一にする子（他の者の控除

対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、当該子自身のその年分の合計所得金額が基礎控除の額に相当する金額以下である者に限る。以下「20歳未満生計同一子」という。)を有するもの

- (2) 婚姻暦がなく、かつ、現に事実上婚姻関係と同様の事情にない男子で、20歳未満生計同一子を有し、かつ、合計所得金額が5,000,000円以下であるもの

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は主管局長が定める。

付 則

(実施期日)

この要綱は、平成27年7月1日から実施する。